

# 鳩吹台自治会規約

## 第1節 総則

### 第1条(名称)

この会は鳩吹台自治会と称する。

### 第2条(会員)

この会は鳩吹台地内居住者(非居住店舗等にあっては管理責任者)を以て会員とする。

- 2 会員は一世帯一会員とする。但し、同一敷地内で生計を共にする複数世帯は当該副会長に届け出ることにより一会員とする。
- 3 会員は、第16条に定める入会金、会費及び自治会が別に定める負担金を納入しなければならない。

### 第3条(事務局)

この会の事務局は、鳩吹台公民館に置く。

# 鳩吹台自治会規約

## 第2節 目的及び活動

### 第4条(目的)

この規約は、会員相互の親和と連帯感を醸成し、防災、防犯、安全、衛生等で共同利益増進を図り、且つ、豊かな人間性の育成及び、健康的で快適な生活環境の維持向上に資することを目的とする。

### 第5条(活動)

- 1 この会は、前条の目的を達成するための活動を行う。
- 2 この会は、適宜会員の協力で奉仕活動をすることができる。
- 3 この会は、その他社会生活の向上のためになる活動をすることができる。
- 4 鳩吹台内に於いて次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - ア) 震動、喧騒、騒音、臭気の発散、塵埃の無断投棄、道路の占用、路上駐車、ペットの糞等の放置、ゴミ集積所及び、自治会共有施設の無断使用。  
その他鳩吹台内の環境を害する行為。
  - イ) 鳩吹台の公共施設内の木、花、小鳥等に害を加える行為。
  - ウ) 鳩吹台内の道路は、歩行者優先とし、これに反する行為。
  - エ) その他鳩吹台内の公序良俗に反する行為。
  - オ) 自治会員でない者が、鳩吹台自治会の所有物を無断使用する行為。

### 第3節 役員及び委員

#### 第6条(役員及び班長)

1 この会は次の役員を置く。

|           |       |        |             |     |
|-----------|-------|--------|-------------|-----|
| ア)会長      | 1名    | イ)会長代理 | 1名          |     |
| ウ)副会長     | 各丁目より | 各1名    | エ)会計長       | 1名  |
| オ)書記長     |       | 1名     | カ)文教体育正副委員長 | 各1名 |
| キ)衛生正副委員長 |       | 各1名    | ク)子供会正副委員長  | 各1名 |
| ケ)安全正副委員長 |       | 各1名    | コ)生活正副委員長   | 各1名 |
| サ)会計監査    |       | 2名     | シ)広報正副委員長   | 各1名 |

但し、役員会の議決により副会長は他の丁目を兼務することができる。  
また必要に応じて増すことができる。

2 この会は班長を置く。

ア) 班長は各丁目の各班より1名ずつ選出する。

#### 第7条(役員及び班長の任務)

1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じてこれを代行する。

3 副会長は、担当の丁目において、会務を統括する。

4 会計長は、自治会会計(一般、公民館及び基金)の収支を正確に記録し、会計年度終了後1ヶ月以内に会計報告を行う。

5 会計監査は、執行会計事務を監査する。

6 各種委員長は、委員会を代表し、その活動の任に当たる。

7 班長は、各班を代表し、所属班の連絡及び広報活動を行う。

## 第8条(役員の任期)

- 1 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。但し副会長および会計監査の任期は、同様期間の2ヶ年とする。
- 2 各委員会の委員長(子供会委員長を除く)は、原則として任期の前年1年間は、同委員会の副委員長を務めるものとする。
- 3 役員及び班長が、病気、事故、転居等やむを得ない理由でその任務が遂行できないときは、欠員補充の要、不要を役員会が決定する。欠員補充された場合の役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 班長を除く役員の再選は、これを妨げない。

## 第9条(役員の選任)

- 1 会長、会長代理、書記長及び会計長は、別に定める選挙規定により選出する。(以下4役と呼称する)
- 2 副会長、及び各種委員長については、別途運営マニュアルで定める。
- 3 班長は、各ブロックより輪番制を原則とし、互助の精神を持ち民主的に選出する。

## 第10条(会議)

この会の会議は下記の通りとする。

ア)総会 イ)役員会 ウ)班長会 エ)各種委員会 オ)各種実行委員会

## 第11条(総会)

- 1 定期総会は、毎年1回、3月の役員任期満了7日以上前に開催する。
- 2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、総会の日時、場所及び議題について、総会開催の10日前までに会員に通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

4 総会の決議事項は下記とする。

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| ア)規約の改廃    | イ)選挙規定の改廃 | ウ)活動計画     |
| エ)決算報告及び予算 | オ)4役の選任   | カ)その他重要な事項 |

#### 第 12 条(役員会)

役員会は、毎月初めに定例会を行ない、必要な都度臨時会を会長が招集する。

2 決議事項は下記とする。

- ア) 総会決定に基づく会の運営に関する事項。
- イ) 各種委員会の設置と委員の選任。
- ウ) 各規則、内規及びマニュアルの制定。
- エ) 自治体又は公共体より委嘱あるいは要請のあった事項。
- オ) その他、自治会員より要望のあった事項。

#### 第 13 条(委員会及び実行委員会)

別途運営マニュアルで定める。

#### 第 14 条(班長会)

班長会は、役員会より諮問のあった事項について意見を述べ、自治会運営に会員の意見を反映させるよう努める。

#### 第 15 条(会議の運営)

- 1 総会は、会員の過半数以上の出席(委任状数を含む)により成立し、議決は、案件審議時点の実出席者の3分の2以上の多数をもって行う。
- 2 総会の議長は、その都度会員の中から、事前の役員会で任命する。
- 3 役員会は、役員の3分の2以上の出席により成立し、議決は、議決権を有する実出席者の過半数以上の多数をもって行う。
- 4 その他の運営規定は、運営マニュアルで定める。

## 第4節 会計

### 第16条(経費)

- 1 この会の経費は、入会金、自治会費、公民館維持管理費、共有施設維持管理費、助成金、寄付金及び預金利子、その他をもってこれにあてる。
- 2 自治会費は、一会员につき月額800円とし、定められた時期に徴収する。
- 3 自治会入会金は、入居の際に、一会员につき10,000円を徴収する。
- 4 公民館維持管理費は、一会员につき月額200円とし、定められた時期に徴収する。
- 5 共有施設維持管理費は、新・中古住宅等を購入し居住した場合、入会する新規一会员につき50,000円を徴収する。  
※ 但し、事情などで親族の相続の場合、仮住まいや賃貸などで永住を目的としない場合は除く。  
内容に不都合や不備が生じた場合は、役员会にて協議決定する。
- 6 会計勘定科目等は、別途内規で定める。
- 7 納められた入会金、自治会費等の全ての負担金は、いかなる理由にても返却しない。ただし以下の場合にはこの限りではない。
  - 自治会費を前納している会员が、年度の途中で転居する場合は転居する月の翌月以降の前納分については返却する。
  - 自治会費を前納している会员が、事前に班長に届け出て年度の途中で建て替えのためその期間中他の地域に仮住まいする場合は、仮住まいする月の翌月以降工事完了後入居した月までの前納分については返却する。
  - その他自治会役员会で承認された場合。

### 第17条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年2月21日に始まり、翌年2月20日までとする。

## 第5節 附 則

第18条(規約の改廃・施行)

- 1 この規約は、総会の議決により改廃する。
- 2 規約の改廃が総会にて議決された後、鳩吹台自治会規約改定履歴に内訳・施行日を明記し管理する。

(改訂履歴)

|           |        |
|-----------|--------|
| 昭和49年4月   | 制定実施   |
| 昭和50年4月   | 一部改正実施 |
| 昭和55年4月   | 一部改正実施 |
| 昭和62年4月   | 一部改正実施 |
| 平成元年4月    | 一部改正実施 |
| 平成3年4月    | 一部改正実施 |
| 平成5年4月    | 一部改正実施 |
| 平成6年4月    | 一部改正実施 |
| 平成7年4月    | 一部改正実施 |
| 平成9年4月    | 一部改正実施 |
| 平成11年4月   | 一部改正実施 |
| 平成12年4月   | 一部改正実施 |
| 平成16年4月   | 一部改正実施 |
| 平成18年4月   | 一部改正実施 |
| 平成22年4月   | 一部改正実施 |
| 平成24年3月   | 一部改正実施 |
| 平成26年4月   | 一部改正実施 |
| 平成28年4月   | 一部改正実施 |
| 平成30年4月   | 一部改正実施 |
| 平成31年4月   | 一部改正実施 |
| 2023年8月7日 | 一部改正実施 |